

平成 13 年 9 月 3 日

支援費制度創設にあたって 意見

全国社会福祉施設経営者協議会

これからの障害者福祉施策は、障害者自身が自らにふさわしいサービスを選択するという自己決定権の尊重、利用者本位のサービス提供体制の構築等、社会福祉基礎構造改革の基本理念が実現されるように進められるべきである。

我われ社会福祉法人経営者は、障害者の多様な福祉ニーズに的確に応え、良質な福祉サービスを提供するために努力するものであるが、そのためにも以下の点について特段のご配慮を賜りたい。

1．地域生活を推進するための基盤整備の促進

新しい制度は、利用者自身が自らにふさわしいサービスを選択のうえ、利用する制度であり、障害者一人ひとりの障害の程度等に着目して支援費が支払われるものである。

真に施設サービスを必要としている者が、施設サービスを利用できることなど、選択権の実効を確保するためにも、ノーマライゼーションの理念のもと、障害者の地域生活を推進する観点からの基盤整備を推進していただきたい。

2．利用者にふさわしいサービス提供を可能とする仕組みづくり

障害の態様は非常に複雑であり、障害程度区分の判定には専門的かつ慎重な判断が求められる。利用者の選択を重視することはもちろんだが、一人ひとりの状態にふさわしいサービスが提供されるためにも、とくに支援費支給・障害程度区分の決定方法やサービス選択に係る相談援助体制等について適切な仕組みを整備していただきたい。

3．良質なサービス提供を可能とするための環境整備

(1) 利用者の生活の質を高めるための施設環境の改善

社会福祉基礎構造改革の理念である、利用者本位のサービス提供を可能とするためには、支援費水準への配慮はもとより、利用者の生活の質を向上させる観点から生活環境の整備（改善）が不可欠である。施設の新設や建替にあたってはより一層の個室化や共用スペースの十分な確保等が行われるようにされたい。

(2) 職員配置基準の見直し

障害者の重度化・高齢化・重複障害化の中で、現在、施設機能が予測していなかった利用者を多く受け入れている実態がある。今後、利用者の選択権が確保されるに伴い、重度者が占める割合がより一層高くなる施設も考えられることから、制度移行にあたっては、職員配置基準等、施設の最低基準を見直していただきたい。

4．社会福祉法人がより一層の機能を果たすための環境整備

(1) 社会福祉法人・福祉施設の安定的経営の確保

支援費支給制度の創設により、いわゆる出来高性の経営に移行する障害者福祉施設にあって、今後とも、良質な福祉サービスを安定的・継続的に提供するためにも、支援費の水準設定にあたっては現行の措置費に基づく水準を下回らないように十分に配慮していただきたい。

(2) 多様な福祉サービスの創出に向けた環境整備

複雑多様なニーズをもつ障害者に対して、社会福祉法人・福祉施設はきめ細かく、速やかにサービスを提供する使命があり、これまでも、配食サービスやレスパイトサービス、巡回相談等、地域の状況に応じて先駆的にサービスを実施してきた。

利用者のニーズに応え、多様な福祉サービスを創出することが可能となるように、社会福祉事業用施設・設備の積極的な活用を可能とすることはもとより、新制度の創設にあたっては、資金使途に制限を設けるべきではない。